

入札説明書

(一般競争入札)

契約名称

「福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス」

この調達への入札参加は物品関係の競争入札参加資格者に限られます。 建設工事関係の競争入札参加資格では参加できません。

令和8年5月14日

福岡県立香椎高等学校

入札説明書目次

- 入札説明書
- 入札についての補足説明
- 入札保証金・契約保証金についての注意事項
- 入札参加者心得
- 入札仕様書
- 契約書（案）、誓約書
- 各種申請書等様式
 - ・ 入札参加申請書
 - ・ 委任状
 - ・ 入札書
 - ・ 履行証明書
 - ・ 質問書

入札説明書

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和8年5月22日（金曜日）午後3時00分までに文書（FAX、電子メール可）にて下記5に掲げる者に説明を求めることができる。質問に対する回答は、令和8年5月28日（木曜日）までにFAX又は電子メールにて行うこととする。入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和8年5月14日（木曜日）

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス
- (2) 調達ライセンスの仕様等
別添入札仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和8年6月24日（水曜日）
- (4) 履行場所
別添入札仕様書のとおり

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

- (1) 3に掲げる入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

- (2) 当該ライセンスを迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (3) 納入するライセンスに係る修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立香椎高等学校
福岡市東区香椎2丁目9番1号
電話番号 092-681-1061
ファックス番号 092-671-1996

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要（別添契約書案参照）

8 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

9 入札

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年6月3日（水曜日）午前10時00分

(3) 入札方法

持参（土日、祝日は受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）とすること。

(4) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を持参（ただし、業務日、業務時間内に限る。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）により提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、本体価格のほか、輸送費、保険料、納入場所渡し等に要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接持参する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「6月3日開封<福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス>入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の表面には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の表面には、「6月3日開封<福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス>入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

10 入札保証金の納付期日

令和8年6月2日（火曜日）午前11時00分～午前11時30分

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の税込金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の税込金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）

との同種・同規模の契約（入札金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

12 開札

(1) 日時

令和8年6月3日（水曜日）午前10時00分

(2) 場所

福岡市東区香椎2丁目9番1号

福岡県立香椎高等学校会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- ① 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- ② 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- ③ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- ④ 所定の場所及び日時に到達しない入札
- ⑤ 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- ⑥ 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記11(1)に規定する金額に達しない入札
- ⑦ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- ⑧ 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- ⑨ 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 入札に参加しようとする者は、5月25日（月曜日）午後3時00分までに「入札参加申請書」を5の部局に提出しなければならない。

(2) 「入札参加申請書」を提出後、入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出すること。

入札についての補足説明

入札説明会はいりませんので、入札説明書の熟読をお願いします。

(1) 入札参加申請について

入札に参加するためには、「入札参加申請書」を福岡県立香椎高等学校に提出しなければなりません。

提出期限は、令和8年5月25日（月曜日）午後3時00分までとします。

なお、本案件での提出書類様式の電子データの送付を希望される場合は、速やかに「入札参加申請書」の該当欄にその旨を記載してください。

(2) 入札の方法について

持参（土日、祝日は受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）とすること。

(3) 入札書の記名等について

- ・ 入札書の記名は、入札書の日付以前に委任状が提出されているときは、委任された人の名前となります。
- ・ 委任状が出されていないときは、本県に登録されている代表者（又は委任を受けて登録してある支店長等）の名前となります。

(4) 入札書の書き方について

- ・ 記入例を参考にしてください。
- ・ 〒マークの横の金額、記名がない場合は無効となります。金額の訂正も不可です（数字の書き間違いに注意してください。）。

(5) 入札保証金について

- ・ 現金（小切手の場合は、銀行振り出し又は支払保証したものに限る。）により納付する場合は、令和8年6月2日（火曜日）午前11時00分から午前11時30分までに福岡県立香椎高等学校に持参してください。
- ・ 保証保険契約による場合は、入札書の場合と同様に封書して、氏名（法人名）及び「6月3日開封<福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス>に係る入札保証保険契約書在中」と朱書きして、入札書の提出期限である令和8年6月2日（火曜日）午前11時30分までに提出してください。保証金、保証保険等については別紙を参照してください。
- ・ 履行証明により入札保証金の減免手続きをされる場合は、入札書の場合と同様に封書にして、氏名（法人名）及び、「6月3日開封<福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス>に係る入札履行証明書在中」と朱書きして、入札書の提出期限である令和8年6月2日（火曜日）午前11時30分までに提出してください。履行証明については別紙を参照してください。

(6) 入札等に関する質問及び回答について

質問は、令和8年5月22日（金曜日）午後3時00分までに、福岡県立香椎高等学校まで別添様式により書面（FAX、電子メール可）で行ってください。質問に対する回答は、令和8年5月28日（木曜日）までに、入札参加申請をしている者全てにFAX又は電子メールで行います。なお、入札方法等に関する一般的な質問は電話でも構いません。

(7) 開札について

- ・ 開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は委任状が必要です。
- ・ 当日は、名刺を持参し、提出してください。名刺を忘れた場合等本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

(8) 委任状の提出期限

委任状は、入札時に提出してください。

(9) 再度入札について

1回目の入札で落札者がいないときは、直ちに、その場で2回目の入札を行います。2回目の入札があり得ることを踏まえて準備してください。

ただし、いずれの場合も1回目の入札で入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

(10) **入札辞退について**

「入札参加申請書」を提出後、入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を5の部局に提出してください。

本入札案件に関する提出書類等とその提出期限

提出書類	提出期限	備考
① 入札参加申請書	5月25日（月曜日） 午後3時	
② 質問 （質問がある場合）	5月22日（金曜日） 午後3時	質問に対する回答は、5月28日（木曜日）までに、入札参加申請している者全てにFAX又は電子メールで行う。
③ 入札保証金 （納める場合に限る。） ・ 委任状 （代理人が入札保証金を納める場合）	6月2日（火曜日） 午前11時 ～午前11時30分	なお、入札保証金、入札保証保険契約書、履行証明書のうちの1つは提出を要する。
④ ・ 入札保証保険契約書 （該当する場合に限る。） ・ 履行証明書 （該当する場合に限る。）	6月2日（火曜日） 午前11時30分	
⑤ ・ 入札 ・ 委任状 （該当する場合に限る。）	6月3日（水曜日） 午前10時	

提出先は、福岡県立香椎高等学校

開札 令和8年6月3日（水曜日）午前10時00分
福岡県立香椎高等学校会議室

提出する諸様式について、裏面を使用しないでください。（入札書を除く。）

※入札書は両面印刷をしてください。

入札保証金・契約保証金についての注意事項
(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を入札説明書に示す期限までに提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の5%以上です。

この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印又は署名して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、福岡県立香椎高等学校にてお配りします。

② 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額 入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の5%以上です。

保証期間 入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

特約条項 「定額てん補」の特約を付けてください。

③ 履行証明を提出する。（様式は入札説明書中の「履行証明書」を参照）

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の20%を超える同種の契約実績を2件分ということになります。

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。（契約書では誠実に履行したかを確認できないため。）

※落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 履行証明	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札参加者心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書替えたり、撤回することができないので、誤算や違算又は見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が「入札説明書」の11(1)に規定する金額に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、直ちに、再度の入札を行う。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

入札(見積)仕様書

規格品質等は下記および見本のとおりにつき熟覧のうえ入札(見積)してください。

記

請求先	福岡県立香椎高等学校	納入場所	福岡県立香椎高等学校	契約履行期限	令和8年6月24日
品名		規格	数量	備考	
1	東レ CREACOMPO II	・東レパターンMagic II (アカデミック1年42ライセンス) ・東レパターンMagic II 3D (アカデミック1年42ライセンス) ・東レグレーディングMagic II (アカデミック1年42ライセンス) ・東レマーカ- Magic II note (アカデミック1年42ライセンス)	1式	・令和8年6月24日から1年間使用可能なこと ・更新の設定まで行うこと	
2					
3					
合計					

- ※本県に使用権があり適法に使用できること
- ※今回賃貸借するライセンスについては、東レACS株式会社に確認を行うこと
- ※製品の技術、使用方法、不具合に関する問合せに対応すること
- ※製品の不具合やセキュリティの脆弱性に対する対応に関しては、無償で実施すること

福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス売買契約書（案）

福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンスの売買に関し、福岡県立香椎高等学校(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(売買)

第 1 条 受注者は、別表に掲げる福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス(以下「ライセンス」という。)を発注者に売り渡し、発注者は、これを買受ける。

(物品の数量等)

第 2 条 ライセンスの数量、規格、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表のとおりとする。

(検査)

第 3 条 受注者がライセンスを納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者がライセンスを納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

(代金の支払)

第 4 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときには、その日から 30 日以内に受注者に支払わなければならない。

(部分払)

第 5 条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、ライセンスの完納前にライセンスの既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第 6 条 納入されたライセンスが種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者に対し、ライセンスの修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内

に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第 7 条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(発注者の催告による解除権)

第 8 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。

(2) 正当な理由なく、第 6 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した時。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 11 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者

団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 10 条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 11 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。

(2) 第6条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。

4 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、ライセンスの完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の3パーセントに相当する金額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

(賠償の予定)

第14条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合におい

て、発注者が当該を超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 15 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 11 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第 16 条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(補則)

第 17 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治 29 年法律第 89 号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則(昭和 39 年福岡県規則第 23 号)の定めるところによる。

(協議)

第 18 条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 6 月 日

発注者

福岡県立香椎高等学校

校長 村嶋 貴雄

受注者

印

別表

ラ イ セ ン ス 名	仕様書のとおり
数 量	仕様書のとおり
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額)	¥ _____ (¥ _____)
履 行 期 限	令和8年6月24日
履 行 場 所	仕様書のとおり
契 約 保 証 金	財務規則第170条により免除するほかこれを徴する
そ の 他	仕様書のとおり

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス売買契約書第9条第3項(以下「暴力団排除条項」という。)各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス売買契約書抜粋（暴力団排除条項）>
第9条

1～2 略

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)～(3) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)～(5) 略

3～5 略

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

令和 年 月 日

入札参加申請書

福岡県立香椎高等学校長 殿

事業者住所
事業社名
※1

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンス
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※2	AA ・ A ・ B
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく 更正手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村により指名停止期間中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金 ・ 小切手 入札保証保険契約 ・ 履行証明書 その他 ()

※1 代理人に委任を行っている場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載されています。

担当者

氏名	
電話番号	
FAX番号 (入札参加確認通知書送付先)	
提出書式データ 希望の有無	(有 ・ 無) いずれかに○、有の場合は下記メールアドレスに送信します。
メールアドレス	

委任状

令和 年 月 日

福岡県立香椎高等学校長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンスに係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

様式第131号その2(第154条、第167条)(物品購入用)

様式第132号その2(第163条、第167条)()

入 札 書(見積書)(請書)

¥

履行期限	令和8年6月24日		履行場所	仕様書のとおり	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
福岡県立香椎高等学校 CADシステムソフト ウェアライセンス	仕様書のとおり	1式			
合 計					

上記のとおり入札(見積)いたします。
福岡県立香椎高等学校長 殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

- 1 契約内容上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県立香椎高等学校長 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名 印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

様式第131号その2(第154条、第167条)(物品購入用)

様式第132号その2(第163条、第167条)(")

入札書(見積書)(請書)

入札金額(税抜き価格、訂正は不可)

¥◎, ◎◎◎, ◎◎◎-

履行期限	令和8年6月24日		履行場所	仕様書のとおり	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
福岡県立香椎高等学校 CADシステムソフト ウェアライセンス	仕様書のとおり	1式		◎, ◎◎◎, ◎◎◎	
合計				◎, ◎◎◎, ◎◎◎	

上記のとおり入札(見積)いたします。
福岡県立香椎高等学校長 殿

入札書提出日

代表者以外の者が入札する場合は、代理人名を使用してください。(委任状を提出すること)

令和8年6月3日

所名 福岡市博多区〇〇〇〇〇
●●●●(株)福岡支店
支店長 △△ △△
代理人 ■■ ■■

- 1 契約内容上記のとおり
- 2 契約金額 ◎◎◎◎◎
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を)
~これより下は記入しないでください~
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県立香椎高等学校長 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名 印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

福岡県立香椎高等学校CADシステムソフトウェアライセンスに係る入札質問書

質問日：令和 年 月 日

会社名：

担当者：

連絡先：

入札に関して、以下のとおり質問を提出します。

No	仕様書該当箇所	質問内容 (質問ごとに行を分けること。)
1		
2		

質問書送付先：福岡県立香椎高等学校 宛

e-mail：kashii-h@pref.fukuoka.lg.jp

FAX：092-671-1996

送付後は必ず、確認のお電話をお願いします。